

昭和二十八年文部省令第九号

学位規則

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第六十八条第一項の規定に基き、学位規則を次のよう規定する。

目次

- 第一章 総則（第一条）
- 第二章 大学が行う学位授与（第二条—第五条の三）
- 第三章 短期大学が行う学位授与（第五条の四—第五条の六）
- 第四章 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が行う学位授与（第六条・第七条）
- 第五章 雜則（第八条—第十三条）
- 附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号。以下「法」という。）第一百四条第一項から第七項までの規定により大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が授与する学位については、この省令の定めるところによる。

第二章 大学が行う学位授与

（学士の学位授与の要件）

第二条 法第一百四条第一項の規定による学士の学位の授与は、大学（専門職大学及び短期大学を除く。以下本条及び第六条第一項本文において同じ。）が、当該大学を卒業した者に対し行うものとする。

第二条の二 法第一百四条第二項に規定する文部科学大臣の定める学位は、次の表の上欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

区分	専門職大学を卒業した者等に対し授与する学位	学士（専門職）	専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位	第五条の五に規定する短期大学士（専門職）
（専門職大学が授与する学位の要件）	（専門職大学を卒業した者等に対し授与する学位）	（専門職）	（専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位）	（専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位）

第二条の三 法第一百四条第二項の規定による前条の専門職学位の授与は、次の表の上欄に掲げる区

（専門職大学の前期課程を修了した者に授与する学位）

第二条の四 法第一百四条第三項の規定による前条の専門職学位の授与は、専門職大学を置く大学

（専門職大学が行う学位授与）

第二条の五 法第一百四条第五項の規定による短期大学士の学位の授与は、短期大学が、当該短期大

（専門職短期大学が授与する学位の要件）

第二条の六 法第一百四条第六項に規定する文部科学大臣の定める学位は、短期大学士（専門職）と

（専門職短期大学が授与する学位の要件）

第二条の七 法第一百四条第七項の規定による同項第一号に掲げる者に対する学士の学位の授与は、独立

（学士の修士及び博士の学位授与の要件）

第二条の八 法第一百四条第六項の規定による前条の短期大学士（専門職）の学位の授与は、専門職

（専門職短期大学が、当該専門職短期大学を卒業した者に対する行うものとする。）

第二条の九 法第一百四条第一項の規定による前条の短期大学士（専門職）の学位の授与は、専門職

（専門職短期大学が、当該専門職短期大学を卒業した者に対する行うものとする。）

第二条の十 法第一百四条第一項の規定による前条の短期大学士（専門職）の学位の授与は、専門職

（専門職短期大学が、当該専門職短期大学を卒業した者に対する行うものとする。）

第二条の十一 法第一百四条第一項の規定による前条の短期大学士（専門職）の学位の授与は、専門職

（専門職短期大学が、当該専門職短期大学を卒業した者に対する行うものとする。）

第二条の十二 法第一百四条第一項の規定による前条の短期大学士（専門職）の学位の授与は、専門職

（専門職短期大学が、当該専門職短期大学を卒業した者に対する行うものとする。）

第二条の十三 法第一百四条第一項の規定による前条の短期大学士（専門職）の学位の授与は、専門職

（専門職短期大学が、当該専門職短期大学を卒業した者に対する行うものとする。）

第二条の十四 法第一百四条第一項の規定による前条の短期大学士（専門職）の学位の授与は、専門職

（専門職短期大学が、当該専門職短期大学を卒業した者に対する行うものとする。）

区分	(専門職学位の授与の要件)	
	専門職大学院の課程（次項以下の課程を除く。）を修了した者に授与する学位	修士（専門職）
専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項に規定する教職修習（専門職）	専門職大学院設置基準第二十六条第一項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	修士（専門職）
専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項に規定する教職修習（専門職）	専門職大学院設置基準第二十六条第一項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	修士（専門職）
専門職大学院設置基準（平成十五年文部科学省令第十六号）第十八条第一項に規定する教職修習（専門職）	専門職大学院設置基準第二十六条第一項に規定する教職大学院の課程を修了した者に授与する学位	修士（専門職）

(学位授与の審査への参画)

第五章 雜則

第八条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、当該博士の卒業を受けるに當り、当該博士の卒業の受けるに係る論文の内容の要旨及び

論博士の学位を授与した日から三月以内に、当該博士の学位の授与による論文の内容の要旨及び論文審査の結果の要旨をインターネットの利用により電子的に公表するものとする。

のせば、お見合ひを語つて会つては公表しておられるのであるが、たゞ、三月廿一日の午後、お見合ひを抱負に持つておられたときには、この限りでない。

前項の規定にかかるれば、博士の学位を授与された者は、やむを得ない事由がある場合には、当該博士の学位を受与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の承認を受けて、

当該博士の学位の授与に係る論文の全文に代えてその内容を要約したものと公表することができる。

る。この場合において、当該大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、その論文の

全文を求めて応じて閲覧に供するものとする。

又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構の協力を得て、インターネットの利用により行うものとする。

ものとする。
（専攻分野の名称）

第十条 大学及び独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、学位を授与するに当たつては、適

切な専攻分野の名称を付記するものとする。
(共同教育課程二年生立受手の方志)

(共同教育課程に係る学位授与の方法)

三十三号) 第五十五条第一項、大学院設置基準第三十一条第二項、短期大学設置基準(昭和五十

年文部省令第二十一号)第三十六条第一項、専門職短期大学設置基準(平成二十九年文部科学省令第三二四号)第五十二条第一項又は厚生労働省規則基準第三二二条第二項に規定する共同教

令第三十四号)第五十二条第一項又は専門職大学院設置基準第三十二条第二項に規定する共同教育課程を修了した者に対し行う学位の授与は、当該共同教育課程を編成する大学が連名で行うも

のとする。

(学位の名称)
第一二三、全五二授業二三は、全五二の論下二月、二二三は、首該全五二授業二二三又は虫工

第十一條 学位を授与された者は、学位の名称を用いるときは、当該学位を授与した大学又は独立行政法人大学改革支援・学立受与機構の名称を付記するものとする。

(学位授与の報告) 第一回

第十二条 大学又は独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、博士の学位を授与したときは、
同様に上記二項の規定による。

当該学位を授与した日から三月以内に、それぞれ別記様式第一 又は別記様式第二による学位授与報告書を文部科学大臣に提出するものとする。

華南師大外語系英語教學系
（學位規程）

第十三条 大学は、学位に関する事項を処理するため、論文審査の方法、試験及び学力の確認の方

2 法等学位に関する事項を定めて文部科学大臣に報告するものとする。
独立行政法人大学改革支援・学位授与機構は、第六条に規定する学位の授与に係る要件及び審査の方法等学位に関する事項を定めて文部科学大臣に報告するとともに、これを官報に公示するものとする。

この省令は、公布の日から施行する。

附則（昭和三十一年五月二九日文部省令第一五号）

この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、昭和三十七年四月一日から施行する。
附 則（昭和四〇年三月六日文部省令第六号）
この省令は、公布の日から施行する。

この省令は、（昭和四年四月一日文部省令第一〇号）
この省令は、（昭和四年四月一日から施行する。）
附 則（昭和四年三月五日文部省令第一号）
この省令は、（公布の日から施行する。）
附 則（昭和四年四月一日文部省令第一〇号）
この省令は、（公布の日から施行する。）
附 則（昭和四年六月七日文部省令第二五号）
この省令は、（公布の日から施行する。）
附 則（昭和四九年六月二〇日文部省令第二九号）
この省令は、（公布の日から施行する。）
附 則（昭和四九年六月二〇日文部省令第二九号）
この省令は、（昭和五十年四月一日から施行する。）
附 則（昭和五一年五月二日文部省令第一一三号）
この省令は、（公布の日から施行する。）
附 則（昭和五三年三月一日文部省令第三号）
この省令は、（公布の日から施行する。）
附 則（昭和五六年一月一七日文部省令第一号）
この省令は、（公布の日から施行する。）
附 則（平成元年九月一日文部省令第三五号）
この省令は、（公布の日から施行する。）
附 則（平成元年一〇月二六日文部省令第四三号）
(施行期日)
この省令は、平成二年四月一日から施行する。
（経過措置）
平成二年三月三十一日に大学院において獣医学を履修する修士課程に在学し、引き続き当該課程に在学する者については、改正後の学位規則別表第二の規定にかかるわらず、なお従前の例による。

この省令は、（平成三年六月三日文部省令第二七号）
この省令は、（平成三年七月一日から施行する。）
附 則（平成五年四月二三日文部省令第一四号）
この省令は、（公布の日から施行する。）
この省令による改正後の学位規則第十二条の規定にかかるわらず、同条に規定する報告の様式について、平成六年三月三十一日までの間は、なお従前の例によることができる。
附 則（平成一〇年八月一四日文部省令第三四号）
この省令は、（平成十一年四月一日から施行する。）
附 則（平成一二年三月三一日文部省令第三五号）
(施行期日)
この省令は、（平成十二年四月一日から施行する。）
附 則（平成一二年一〇月三一日文部省令第五三号）
抄

(施行期日) 第一条 この省令は、平成十五年四月一日から施行する。
 附 則 (平成一六年三月三一日文部科学省令第一五号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成十六年四月一日から施行する。

附 則 (平成一七年九月九日文部科学省令第四〇号)

この省令は、平成十七年十月一日から施行する。

附 則 (平成一九年三月一日文部科学省令第一号)

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年七月三一日文部科学省令第二二号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月一四日文部科学省令第三九号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十年四月一日から施行する。

附 則 (平成一九年一二月一五日文部科学省令第四〇号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、学校教育法等の一部を改正する法律の施行の日（平成十九年十二月二十六日）から施行する。

附 則 (平成一九年一一月一三日文部科学省令第三五号)

この省令は、平成二十一年三月一日から施行する。

附 則 (平成二四年三月一四日文部科学省令第六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (平成二五年三月一一日文部科学省令第五号)

第一条 この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日文部科学省令第一〇号)

この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二八年四月一日文部科学省令第一三号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、平成二十八年四月一日から施行する。

附 則 (平成二九年九月八日文部科学省令第三五号)

この省令は、平成三十一年四月一日から施行する。

附 則 (令和元年七月一日文部科学省令第九号)
 (施行期日)

第一条 この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (令和四年三月一七日文部科学省令第三号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、令和四年八月一日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第九条の規定は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。

1 この省令は、令和四年八月一日から施行する。ただし、第七条、第八条及び第九条の規定は、公布の日から施行する。

(施行期日) 第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。
 附 則 (令和四年九月三〇日文部科学省令第三四号) 抄
 (施行期日)

第一条 この省令は、令和四年十月一日から施行する。

